

議会議案第 1 号

奈良市議会委員会条例の一部改正について

奈良市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 29 年 3 月 22 日提出

提出者

奈良市議会議員 森 田 一 成

賛成者

奈良市議会議員 八 尾 俊 宏

同 道 端 孝 治

同 太 田 晃 司

同 藤 田 幸 代

同 横 井 雄 一

同 鍵 田 美 智 子

同 山 本 憲 宥

同 内 藤 智 司

同 高 杉 美 根 子

同 井 上 昌 弘

同 松 岡 克 彦

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「保健福祉部」を「福祉部」に改め、「子ども未来部」の次に「健康医療部」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、それぞれこの条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選されたものとみなす。
- 3 前項の規定により選任され、又は互選されたものとみなされる委員の任期は、新条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年6月19日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会の所管事務調査事項及び付託されている継続審査事件は、それぞれ新条例第2条の規定により当該事項及び事件を所管することとなる常任委員会の所管事務調査事項及び付託された継続審査事件とみなす。

（提案理由）

平成29年4月1日から本市の行政組織の見直しが行われるのに合わせ、本市議会委員会条例における常任委員会の所管について所要の改正をしようとするものである。

奈良市議会委員会条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 厚生消防委員会 8人</p> <p>保健福祉部、子ども未来部_____及び消防の所管に属する事項</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 厚生消防委員会 8人</p> <p>福祉部____、子ども未来部、健康医療部及び消防の所管に属する事項</p> <p>(4)～(6) 略</p>